

賞書

ハ截首減給絶対ニセザレドト

但シ不案内為リタル特ハコト限リニアラス

ハ最長賃金ノ確立 但シ既明者三十円 技士二十五円

(岡野三十五円、芳野三十円、津島三十円)

ハ技士長比山君ヲ復職スルコト

ハレコード係ハ増員セス

但シ小林武雄ノ給料ニ因増額スルコト

ハ女給ノ最長賃金ヲ十八円トス (但シ日給六十銭)

ハ公休日ハ月一回トス

ハ病氣不幸ニヨル欠勤ノ月給全額支給ニ職界上公傷ノ場合ハ慰籍料至三全

費用ハ資本家負担ノコト

ハ夏期休暇ヲ二日トス 但シ事情アリ場合ハ三日支給ス

ハ澤君ノ解雇手當ノ不足額至三件奉手當ヲ支給ス

ハ退職手當ノ制定

但シ一々年ニ付キ月給ノ一ヶ月分 一々年ヲ増ス再ニ一ヶ月分ヲ加算シ一々年末

満ノ場合ハ月割トス

ハホマタノ張手當ハ一週間一円支給ノコト

ハ本社運搬手當ヲ一人一回交通費共一円五十銭

ハ常務中ノ月給ハ半年額(四十二円四十八銭)ヲ支給シ補修者責任ヲ持ツコト

ハ常務顧問トシテ百。五円支給ノコト

右各項ヲ以テ因滿解決セルニ際シ賞書ヲ兩者一通宛所持スルモノトス

昭和七年七月三十五日

岩倉代表署名捺印